

## 1 自然公園法

[国立公園、国定公園内での行為の許可・届出] (第20条、第21条、第33条)

法の趣旨	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
許可等を要する行為	<p>次の地域で下記に掲げる行為を行おうとする場合</p> <p>1 特別地域</p> <p>(1) 許可 (国の機関は協議)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工作物の新築、改築、増築</li> <li>② 木竹の伐採</li> <li>③ 指定区域内における木竹の損傷</li> <li>④ 鉱物の掘採、土石の採取</li> <li>⑤ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</li> <li>⑥ 指定湖沼、湿原等への汚水・廃水の排水設備からの排出</li> <li>⑦ 広告物類の掲出、設置、表示</li> <li>⑧ 屋外における土石その他の指定物の集積、貯蔵</li> <li>⑨ 水面の埋め立て、干拓</li> <li>⑩ 土地の開墾、土地の形状変更</li> <li>⑪ 指定植物の採取、損傷</li> <li>⑫ 指定区域内における指定植物の植栽・播種</li> <li>⑬ 指定動物の捕獲・殺傷、指定動物の卵の採取・損傷</li> <li>⑭ 指定区域内における動物の放出</li> <li>⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更</li> <li>⑯ 指定区域内への指定期間内の立ち入り</li> <li>⑰ 指定区域 (道路、広場、田、畑、牧場、宅地を除く。) での車馬、動力船の使用、航空機の着陸</li> <li>⑱ 政令で定める行為</li> </ol> <p>(2) 届出 (国の機関は通知)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 木竹の植栽</li> <li>② 家畜の放牧</li> </ol> <p>2 特別保護地区</p> <p>許可 (国の機関は協議)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工作物の新築、改築、増築</li> <li>② 木竹の伐採</li> <li>③ 鉱物の掘採、土石の採取</li> <li>④ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</li> <li>⑤ 指定湖沼、湿原等への汚水・廃水の排水設備からの排出</li> <li>⑥ 広告物類の掲出、設置、表示</li> <li>⑦ 水面の埋め立て、干拓</li> <li>⑧ 土地の開墾、土地の形状変更</li> <li>⑨ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更</li> <li>⑩ 指定区域内への指定期間内の立ち入り</li> <li>⑪ 木竹の損傷</li> <li>⑫ 木竹の植栽</li> <li>⑬ 動物の放出 (家畜の放牧を含む)</li> <li>⑭ 屋外における物の集積、貯蔵</li> <li>⑮ 火入れ、たき火</li> <li>⑯ 木竹以外の植物の採取・損傷、落葉・落枝の採取</li> <li>⑰ 木竹以外の植物の植栽・播種</li> <li>⑱ 動物の捕獲・殺傷、動物の卵の採取・損傷</li> <li>⑲ 道路及び広場以外での車馬、動力船の使用、航空機の着陸</li> <li>⑳ 政令で定める行為</li> </ol>

	<p>3 普通地域</p> <p>届出（国の機関は通知）</p> <p>① 一定規模を越える工作物の新築、改築、増築</p> <p>② 特別地域内の河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</p> <p>③ 広告物類の掲出、設置、表示</p> <p>④ 水面の埋め立て、干拓</p> <p>⑤ 鉱物の掘採、土石の採取</p> <p>⑥ 土地の形状変更</p>
許可等の必要な区域	<p>国立公園</p> <p>国定公園</p>
許可（容認）権者	<p>国立公園－環境大臣 施行令に定める案件は知事</p> <p>国定公園－知事</p>
許可（容認）の基準	<p>許可基準－自然公園法施行規則第11条による</p> <p>届出容認基準－風景の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと</p>
担 当 機 関	<p>生活環境部 自然保護課</p> <p>地方振興局 県民環境部 県民生活課</p> <p>（南会津地方振興局は県民環境部県民環境課）</p> <p>（いわき地方振興局は県民部県民生活課）</p>

手続フローチャート

